

三朝町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

三朝町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 計画の期間	1
3. 目標	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	3

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

平成 31 年 1 月に文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が、令和元年 12 月の給特法改正に伴い、法的根拠のある指針に格上げされた。さらに、令和 7 年 6 月には、給特法等改正法が成立し、各教育委員会において「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「計画」という。）の策定が必要となったため、三朝町教育委員会において、令和 2 年 3 月に策定した「教職員の勤務時間の上限に関する時間等を定めた方針」を踏まえ、講ずべき措置を追加した計画を策定し、町立学校における「働き方改革」のさらなる実現にむけた取り組みを推進する。

(2) 三朝町の現状

○本町では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、令和 2 年 3 月に「三朝町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和 6 年度は次のとおりであった。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 16.3 時間	0.6%	0.0%
中学校	月 14.8 時間	5.6%	1.2%

○時間外在校等時間が 45 時間以上を超える割合が小学校では、ほぼゼロに近いが、中学校では月 45 時間以上が 5 % 以上、又、月 80 時間以上が 1.2% となっている。この要因として、特定の教育職員の公務分掌業務や生徒指導対応等の業務の負担感が大きくなっており、業務の精選や適切な業務分担を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき、本計画を策定するものである。

2. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度まで（4 年間）

※ただし、令和 8 年度においては、試行運用とし、学校への意見聴取を行い本計画に反映する期間とする。

3. 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1 か月の時間外在校等時間（部活動含む）が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ② 1 年間における 1 か月の時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする【小 10 日、中 11 日】
- ② ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を 75 以下とする【75】
- ③ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。
※ ストレスチェックにおける働きがいを感じている（ストレス値 3 以上）平均割合を 3.5 以上とする。【3.6】
※【 】内は令和 6 年度の実績

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、当該計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

I. 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。又、地域学校協働活動と連携を図り、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 放課後から夜間などにおける郊外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・ 放課後から夜間の見守りについては、保護者や地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
 - ・ 補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

II. 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答
 - ・ 調査内容、回答方法等を精査し、学校の事務負担を軽減する。
- 部活動
 - ・ 本町の「部活動地域移行検討委員会」からの答申をもって、部活動の地域展開に取り組む。平日の部活動については、活動時間の適正化を図るとともに部活動指導員、外部指導者の配置拡充等を進める。

Ⅲ. 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する、教員業務支援員を配置する。
- ・ICTツールの発展的な活用を図るため、GIGAスクールサポーターを配置し、教育職員の事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー等の専門的な知見を活用しつつ、要保護児童対策地域協議会をはじめとする児童福祉関係機関と連携・協働を図り、適切な役割分担のもと、支援できる体制づくりをより一層推進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における次の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を学校長と共有し、職場環境の改善を図る。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を定期的に把握し、毎年度、本町のHPで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保について、関係部局・関係機関とともに取り組む。

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システム等で把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの分析結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の取組状況を確認するとともに、本計画の内容と照合し、課題が露見される場合には、当該学校に聞き取り及び指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間・長期間となっている教育職員が従事する学校や、授業準備等の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組の推進にむけて、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を図るとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を図るとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。

以上